

5年以内に「連邦的道州制」へ移行せよ

次期内閣総理大臣への逆マニフェスト

—憲法改正と廃県置州により実現する地域主権提言—

2006年4月

社団法人 関西経済同友会
地域主権推進委員会

はじめに

誰が廃県置州に命を賭けるのか！

明治4(1871)年8月29日、木戸孝允、大久保利通、井上馨、西郷隆盛、山県有朋、大山巖、西郷従道の7人は明治の近代化の成功を賭して「**廃藩置県**」を決行した。

旧来の体制と秩序に大蛇を振るう奇跡の構造改革である「**廃藩置県**」の断行。このことでアジアの島国日本は、近代化を軌道に乗せた。

今、日本は歴史上未曾有の4大変化にぶつかっている。

一つ目は、日本の経済の成功を生んだ「勤勉努力や辛抱強さ」という努力のモチベーションを崩壊させつつある「豊かな社会の実現」である。

二つ目は、インターネットの普及とともに進行しているメガ競争時代への突入である。それは単なる企業間競争だけではない。文化においても、教育においても、国家間においても、それどころか都市間の競争すら、メガ競争にさらされている。

三つ目は、人口減少である。1億2千万の人口は2050年に9000万人に、現在8800万の労働人口は2050年に5000万人に減少する。

四つ目は、税収45兆円で国家予算80兆円を続けた結果、国・地方を合わせ1000兆円近い債務である。企業であれば当然、倒産である。

このような予想外の社会への移行の結果、行財政改革、三位一体の分権改革、そして中央集権・東京一極集中の解消は当然であり、国家の再設計が迫られている。

この改革を実現する決め手は、「**廃県置州**」である。

連邦的道州制への移行は道州間の競争を引き出し、それが次なる活力を生み出す。その根拠は、北海道がデンマーク、四国がフィンランド、九州がオランダと同程度の人口とGDPを誇るからである。欧州各国と同程度の経済力をもつ各道州が自立する「**廃県置州**」こそ日本の将来を決定づける。

いまこそ明治の大改革に見習う平成の志士の出現を渴望し、我々関西経済同友会は全力で応援する。

目 次

はじめに 誰が廃県置州に命を賭けるのか！	2
第1章 憲法改正し5年以内に「連邦的道州制」へ移行せよ	6
1. 提言に先立って	6
(1)地方制度調査会の答申は具体性を欠く	
(2)私たちはなぜ提言するのか	
(3)どんな体制を提案するのか	
2. 提言： 憲法改正し5年以内に「連邦的道州制」へ移行せよ	7
(1)国・地方合わせて55兆円の歳出削減、国債・地方債発行を停止	
(2)改憲して参議院を「道州代表院」に改組、議員を2万1千人削減	
(3)公務員は一旦解雇、85万人を削減、教育公務員等126万人を民間に	
(4)憲法に国の役割を限定列举、地域主権（自治権）を保証し道州に競争とリスク分散を	
(5)5年以内に連邦的道州制へ移行完了。次期内閣総理大臣に道州制の賛否を問う	
3. 移行プログラム	9
(1)＋0～1年： 6月の骨太の方針に5年以内の道州制導入を明示、内閣に推進本部設置	
(2)＋1～2年： 55兆円の歳出削減の本格化と道州制特区への権限移譲	
(3)＋1～2年： 受け皿組織「公務員支援事業団(仮称)」を設立	
(4)＋2～4年： 役割分担、組織、財源の協議開始	
(5)＋5年： 憲法を改正し、道州の自治権を明示して道州政府及び「道州代表院」を発足。55兆円の歳出削減を完全実施	
4. 道州制導入に向けてのアクションプラン	10
(1)世論の一層の喚起「道州制マニフェスト」運動の展開	
(2)国会議員への働きかけ	
(3)近畿圏の知事、市町村長への働きかけ	
(4)地方公務員、地方議会制度の改革	
第2章 なぜ、現状維持を続けるのか！	13
1. 歴史のうねり	13
2. いまのままではいけない6つの理由	13
(1)どうして社会の激変期に人材を官業に縛り付けるのか？	
(2)どうしてインフレが期待できない時代に借金をするのか？	

(3) どうして日本型中央集権で地方の意思が反映できるのか？	
(4) どうして中央集権でリスクが分散できるのか？	
(5) どうして都道府県単位で国際競争力を向上できるのか？	
(6) どうして I T 時代を先取りしないのか？	
3. どのようにして和の精神を大切にしながらコストを削減するのか？	1 5
(1) 民を守る	
(2) 智恵を出す	
(3) エリートは私を捨てる	
4. 5 5 兆円の削減に伴う歳出の変化と人材の移動	1 7
(1) 歳出削減 5 5 兆円＝歳出削減 5 0 %	
(2) 5 5 兆円歳出削減の内訳	
(3) 議員 2 万 1 千人の削減	
(4) 8 5 万人の国・地方公務員の削減と公設民営化により 126 万人の現業公務員を民間部門へ	
5. 連邦的道州制の本旨	2 0
(1) 連邦的道州制のメリット	
(2) 連邦的道州制のデメリット	
第 3 章 「連邦的道州制」の特徴	2 7
―― 県の仕事は市が、国の仕事は道州が、国は本来の仕事を	
1. 官・民の役割分担	2 7
(1) 5 5 兆円分の一般歳出相当額を民で実施	
(2) サービス水準は地域で決定し、民間がサービスを提供する体制 民業化の徹底	
(3) 寄付の拡大による公益団体の活性化	
(4) 不正を許さない監視・情報公開の徹底 民業化に伴う監視の強化	
2. 中央・地方の役割分担	2 8
(1) 役割分担の変更	
(2) 民の役割	
(3) 基礎自治体「市」―― 3 0 0 小選挙区を基に更に再編	
(4) 内政を担う「道州」―― 国際競争力のある多様な「道州」を育てリスク分散	
(5) 「中央」は本来業務に特化―― 国家の独立の強化と公意識の回復は「中央政府」の責任	
3. 道州政府の姿	2 9
(1) 道州政府の構成	
(2) 道州政府の権限	
(3) 道州政府のチェック	

4. 道州間および中央・道州間の権限・財源調整	3 1
(1)「道州代表院」の設置と運営	
(2)税について	
(3)道州間の経済格差について	
5. 討議すべき課題	3 2
(1)財源について	
(2)「東京問題」について	
(3)国家の統合の維持について	
第4章 「連邦的道州制」を実現する憲法改正草案	3 3
1. 憲法改正の意義	3 3
2. 憲法改正草案骨子	3 3
3. 憲法改正草案	3 3
おわりに	3 4
参考文献	3 5
平成16・17年度 地域主権推進委員会 活動状況	3 6
平成17年度 地域主権推進委員会 常任委員会 名簿	3 7
別冊： 憲法改正草案	

【添付資料】

- ・資料1： 歳出削減のシミュレーション
- ・資料2： 歳出再配分のシミュレーション
- ・資料3： 各級議会定数の削減目標
- ・資料4： 公務員数・予算の増減表
- ・資料5： 国と地方の役割分担（現状と変更案）

第1章 憲法改正し5年以内に「連邦的道州制」へ移行せよ

1. 提言に先立って

(1) 地方制度調査会の答申は具体性を欠く

平成18年2月、地方制度調査会は道州制の導入を答申した。この答申は、都道府県の廃止、広域自治体の必要性、道州区割りの例示、結果としての世論の喚起などの点では評価できる。しかしながら、その内容は、次の様な危機感を欠いている。

- ① 権限移譲は抽象的で具体的内容に欠け、立法権の移譲のない中央集権の範囲内のもの
- ② 税財源に対する言及がない
- ③ 移行プログラムが明示されていない
- ④ タイムスケジュールがない
- ⑤ 推進体制が明示されていない

現行憲法下で諸々の制約に縛られた中、答申をまとめざるを得なかった、ということはある。しかし、この国がおかれた状況は、そんな生易しい状況ではない。

私たち関西経済同友会は、「このままではこの国家の滅びを止められない」との強い危機感を抱き、国家再建を目指して、新しいこの国のかたちを提言する。

(2) 私たちはなぜ提言するのか

60年前、日本国憲法の制定に伴い、国体を守って民主主義社会に移行したと国民は錯覚した。しかし、占領の結果とはいえ、伝統文化を否定、共同体を弱体化、公への責任感を破壊した結果、権力のチェック機能もまた十分働かず、政治行政が国民から遊離、国民の国家への参画意識も低下し、間違いなくこの国を蝕んでいる。それが国・地方合わせて1000兆円の借金なのである。

しかし、政治・行政は自浄作用が働かず、財務省は海外から借りているものではないから問題ないと言う。国際関係上確かに問題はない。しかし、決してこの借金は公務員や政治家の個人財産を担保にした借金ではない。この借金は、国民の財産を使い果たす借金である。このままゆくと、公務員や政治家は損をしないが、国民は間違いなく損をする、そういう意味合いの借金なのである。

私たちは「連邦的道州制」を導入しこの日本という国を再設計することを提案する。問題解決だけを目的としたものではない。この導入を通じて、国民一人一人がこの国の再設計に参画し、この国が政治家や官僚のものではなく国民のものであることを実感し、もう一度誇りを取り戻す運動なのである。

(3) どんな体制を提案するのか

この提案は、憲法を改正し、連邦制に限りなく近い道州制を実現するものである。憲法により、中央集権は国家の統合が必要な部分に限定し、立法権・行政権、部分的には司法権を含む広範な自治権と「道州代表院」への参画を道州に保証する。官から民へ徹底的に権限を移譲した上で、政令指定都市と同程度の権限をもつ300の基礎自治体「市」、内政に関して従来の国と同程度の権限をもつ道州政府、外交と国家の統合を担う中央政府、からなる三層

の体制にかえる。85万人の公務員と2万1千人の議員を削減した上で、新たな時代にふさわしい人材を幅広く国民全体から募って人材を入れ替える。弱者を峻別し、守るべき弱者は守る。そして、1000兆円の借金を背負うに至った国家全体を徹底的に見直し、増税せずに55兆円の国債・地方債の発行を停止、国民全体で助け合える日本をつくるものである。

廃藩置県140周年にあたる平成23(2011)年8月29日、新体制を発足しよう。あと5年しかない。奇跡の構造改革である「廃藩置県」を断行できた我々日本人には遂行できる。

2. 提言： 憲法改正し5年以内に「連邦的道州制」へ移行せよ

(1) 国・地方合わせて55兆円の歳出削減、国債・地方債発行を停止

官僚主導経済に終止符を打ち、一刻も早い債務の償還を行うため、国債・地方債の発行を停止し、国・地方合わせて55兆円の歳出を削減する。これにともない、規制緩和と権限移譲、官業の民業化とコミュニティサービスの支援を行い、民間や伝統のもつ活力を呼び覚まなければならない。これらを同時に行って、各地域が地域の責任によりニーズと経済力に見合った地域運営ができる体制に移行する。

連邦的道州制への移行を大義名分に、国の一般歳出（国債費を除く）を30兆円、地方で25兆円歳出カットする。これらは、国債・地方債の償還や防衛費、警察・消防、心身障害者などの社会的弱者対策を除いた全ての歳出を50%カットすることに相当する。国・地方の役割分担、制度、人材を徹底的に見直し、効率的な政府に再生しなければ未来はない。このような巨額の削減は、国民・産業界あがての協力、政治家・公務員の全面協力なしには実現できない。安易な増税には反対である。

(2) 改憲して参議院を「道州代表院」に改組、議員を2万1千人削減

地方分権により国と地方の関係は対等の関係に移行したもののその実感がない原因のひとつは、地方の代表が制度決定に直接関与していないことにある。地方の代表が直接立法に関われるよう、憲法を改正して参議院は、衆議院と同様の直接選挙による選出を改め、道州政府の代表で構成するドイツ型の「道州代表院」に改組する。「道州代表院」は、道州知事や各道州の担当閣僚が、道州の権限や道州間の利害について議論・決定するとともに、道州の立場にたって法案を内閣・衆議院に提出する議会である。道州の行政に関する法律は、「道州代表院」に先議権を与え、「道州代表院」の同意を義務付ける。

道州制の導入に伴い、都道府県議会は廃止し、総定数を1000人削減した道州議会を置く。府県議員は、立法能力のある道州議員に生まれ変わらなければならない。失職する旧都道府県議員はその経験を活かして、コミュニティ再生など地域課題に率先して取り組む政策委員（無給）に任命する。市町村の更なる再編に伴い、市町村議会は平成18年4月現在3.7万人¹いる議員を更に2万人削減し1万7千人にする。

(3) 公務員は一旦解雇、85万人を削減、教育公務員等126万人を民間に

道州制の導入に伴い新たな人材を募る為、410万人の国・地方の公務員の内、自衛官・警察などを除く360万人弱を関係法を制定の上一旦解雇する。85万人の定員を削減した

¹ 合併による定数特例・在任特例を適用しない場合の議員数。平成17年12月末現在の実際の議員数は4.8万人。

上で、新しい時代に適した能力をもち、かつ公の意識をもつ人材を、幅広く国民から募り、新たなエリートとして中央・道州政府に登用する。旧公務員から、立法能力をもつ者や業務に精通した者は、中央・道州政府で再雇用する。新たな政府で働く人材は、「**半分の人員で倍の仕事**」をする気概と能力が必要である。教育公務員等126万人の現業公務員は、国立・公立学校を私学化するなど組織を公設民営化した上で再雇用の機会を与える。

現在、経済界は団塊の世代の退職、少子化、若年層の学力や人間力の低下という、労働人口の減少・劣化に直面している。この改革に伴って、これまで官の世界に留められていた人材が民間に開放されることは経済界としても大いに歓迎できるところである。失職する公務員は、民間企業に転職するのは勿論であるが、政府開発援助により支援する国の行政指導者へ転用、さらにシンクタンクやコミュニティビジネスに転職・創業を勧める。政府開発援助に日本の公務員が力を発揮することは、日本の新たなODAとして世界に貢献する国策とする。転換にあたっては、旧国鉄の改組に亘って実施したように、受け皿機関「公務員支援事業団（仮称）」をつくり転換支援事業を実施し、事務能力や技能を生かした転職、派遣を行う。関西経済同友会のシミュレーションでは、国・地方合わせて少なくとも85万人の公務員が、「公務員支援事業団（仮称）」を通じて民間に開放されることになる。

（４）憲法に国の役割を限定列举、地域主権（自治権）を保証し道州に競争とリスク分散を

国民の機運の盛り上がりをとらえ5年以内に憲法を改正する。現行憲法には中央政府の肥大化の抑止、国民の自立は明文化されていない。そのため、国民が国家にぶらさがり、官僚主導経済の肥大化をまねいた。このようないびつな状態を抜本的に改める為、改正憲法には、国民の自立を明文化すると同時に第三の主権概念として地域主権（自治権）を明記しなければならない。国防、外交、通商等の中央政府の役割は限定列举し、それ以外は道州政府の自主的な立法・行政を保証する。こうすることによって、各地域がそれぞれの責任でもって模索し、サービスを競い合い、よい場合は全体で共有、豊かな時代につきものの試行錯誤のリスクは国家全体で分散する。地域主権が、国家主権と国民主権の間に確立された時、分権型社会、本当の地方自治が始まる。

	人口(人)	面積(km ²)	GDP(円)
九州	1471万	4.2万	47兆
オランダ	1620万	4.2万	46兆
北海道	563万	8.3万	21兆
デンマーク	541万	4.3万	19兆
四国	409万	1.9万	14兆
フィンランド	524万	33.8万	15兆
九州・北海道・四国のデータは総務省HPより。			
(人口はH17国勢調査、GDPは2001年県内総生産)			
各国の人口・面積は外務省HP、GDPは総務省HPより。			
(GDPは2001年、1ドル＝120円で換算)			

上表をみても分かるように、北海道、四国、九州は自立すれば、デンマーク、フィンランド、オランダの誇りと活力を持ちうる。東京圏や関西圏、中部圏だけではなく、各道州地域の自立は可能である。

(5) 5年以内に連邦的道州制へ移行完了。次期内閣総理大臣に道州制の賛否を問う

連邦的道州制への移行は、100年に一度、あるいは400年に一度の大改革である。時間をかけては実現できない。廃藩置県140周年にあたる平成23(2011)年8月29日をもって新体制へ移行することを求める。準備の時間はあと5年しかない。

まず、6月の骨太の方針に5年以内の道州制導入の明示を求める。

9月の自民党総裁選にあたっては、次期総裁候補者に、地方分権改革の要である道州制導入の賛否の表明を求める。民主党代表候補にも道州制への賛否の表明を求める。

関西経済界は、道州制導入を公約に掲げる候補を支援する。次期首相の下、関西経済界は憲法改正を含めた道州制導入の世論形成を押し進める。

3. 移行プログラム

(1) +0～1年： 6月の骨太の方針に5年以内の道州制移行の明示、内閣に推進本部設置

平成18(2006)年6月の骨太の方針に、5年以内の道州制移行を明示。

平成18(2006)年9月、新総理の下、道州制推進本部を内閣に設置。

平成19(2007)年6月までに、道州制移行を促進する法律を制定。法体系の改正準備を開始。基礎自治体「市」に向けた更なる市町村合併を促進。

(2) +1～2年： 55兆円の歳出削減の本格化と道州制特区への権限移譲

平成19(2007)年度予算より、55兆円の歳出削減に着手。

平成20(2008)年度予算より、55兆円の歳出削減を本格化。道州制特区を申請した都道府県には歳出削減を4年間軽減する。道州制特区は、現在の都道府県の広域連合制度を拡充したものとし、域内の政省令の上書き権、法律改正の発議権、課税権、公務員の解雇権、構成自治体への命令権を与える。

(3) +1～2年： 受け皿組織「公務員支援事業団（仮称）」を設立

平成20(2008)年4月までに関係法を制定して「公務員支援事業団（仮称）」を設立し、公務員の再教育と再就職支援を開始する。

(4) +2～4年： 役割分担、組織、財源の協議開始

平成20(2008)年4月より、政府および道州制特區政府の合議により、国と地方の役割分担、組織、財源について協議。法体系の改正作業を本格化。新たな人材の登用を開始。

平成22(2010)年8月、改憲草案および各道州の基本法を提示。新たな基礎自治体「市」への移行を完了。道州制特区に参加しなかった都道府県に対し国が強制的に道州を割り当て。

(5) +5年： 憲法を改正し、道州の自治権を明示して道州政府及び「道州代表院」を発足。55兆円の歳出削減を完全実施

平成23(2011)年5月3日、天皇により新憲法および各道州の基本法を公布。

廃藩置県140周年にあたる平成23(2011)年8月29日、新憲法および各道州の基本法を施行し、道州政府及び「道州代表院」を発足。55兆円の歳出削減を完全実施。

4. 道州制導入に向けてのアクションプラン

(1) 世論の一層の喚起「道州制マニフェスト」運動の展開

政府の地方制度調査会は道州制の導入が適当との答申を行ったが、まだ機は熟していないとの反論も根強い。世論調査においても、道州制の必要性に対する国民の認識も、まだ高いとは言い難い。道州制の必要性を深く理解するオピニオンリーダーたる経済人が先頭にたつて、一層の世論の喚起を行うことが必要である。

- ・ 国民への財政破綻の現状の啓発
- ・ 全国の経済同友会と連携した「道州制マニフェスト」運動の展開
- ・ 出版などを通じてマスコミや各界のオピニオンリーダーへアピール

(2) 国会議員への働きかけ

既に自民・民主両党は、昨年の衆議院議員選挙公約に「道州制の実現」を盛り込んでいる。さらに、自民党内では北海道道州制特区への取り組みも行われている。しかし、まだまだ中長期的な課題と受け止め、早期導入への具体的な動きは鈍い。国会議員に道州制の必要性を訴えていくと共に、今秋の党首選挙において、候補者にマニフェストへの記載とその実現を求めている。

- ・ 本年9月の自民党総裁選立候補者に、マニフェストへの道州制実現の記載を求める。
- ・ 民主党代表選立候補者のマニフェストに、道州制実現の記載を求める。
- ・ 近畿圏選出国会議員に働きかける。

(3) 近畿圏の知事、市町村長への働きかけ

関西広域連携協議会の設立、関西広域連合の検討などからも、広域的課題が山積していることは明らかである。その根本的な解決には道州制の実現が必要である。にもかかわらず、近畿圏の自治体の動きは、他地域と比べ遅々としている。関東・中部地域のみならず、世界の他地域との地域間競争を負けないためにも、近畿圏の知事、市長に大所高所からの決断を求めている。

- ・ 近畿知事ブロック会議での真剣な議論を求める。
- ・ すみやかに、「関西広域連合」の設立を図る。
- ・ 市町村合併を経て、経営の合理化、個性溢れる地域の実現に、リーダーシップを発揮してきた市町村長に対し、道州制への意見、助言を求める。
- ・ 道州制の代替案としての安易な増税には断固反対していく。

(4) 地方公務員、地方議会制度の改革

道州制の実現にあたっては、大きなリストラクチャリングを余儀なくされる地方公務員、都道府県議会の抵抗が予想される。現在の制度が持続性を失っていることを説得するとともに、転換を受け入れ易い措置を講じることで理解を求めている。

(地方議員について)

- ・ 国へ制度改革の働きかけ

立法能力をもった地方議員が誕生しやすいよう、選挙制度・議会制度などの見直しを求める。

- ・自治組織の担い手としてのポストを用意

道州議員の定員は、現在の都道府県議会議員の合計から大幅に削減されるだけでなく、新しい議員には高い政策立案、立法能力が要求される。しかし、一方でこれまでより巨大化する道州、市においては、地域の様々な声を汲み取ったり、域内の分権経営を実施する自治組織が求められる。地域に対する強い愛情を持ち、意欲の溢れる地方議員が、そうした役割を担えるよう移行措置を講ずる。

(地方公務員について)

- ・国へ制度改革の働きかけ

既存の公立学校を独立行政法人化、私学化、市場化テストの対象化できるよう制度改革を求める。また、地方交通、水道事業などは民営化する。さらに、地方公務員の身分保障を改め、知事・市長が改革に取り組める環境を整備するよう求める。

- ・早期退職制度の徹底

リストラクチャリングの痛みを緩和する措置として、知事・市長は民間企業でも採用されている早期退職制度を導入、充実すべきである。退職金を削減することを前提に早期退職者にはその削減を緩和する。お手盛りの加算等が行われないよう、徹底した情報公開、議会の厳しいチェックが必要である。労働組合にも理解を求める。

- ・失職する公務員の再就職支援の明示

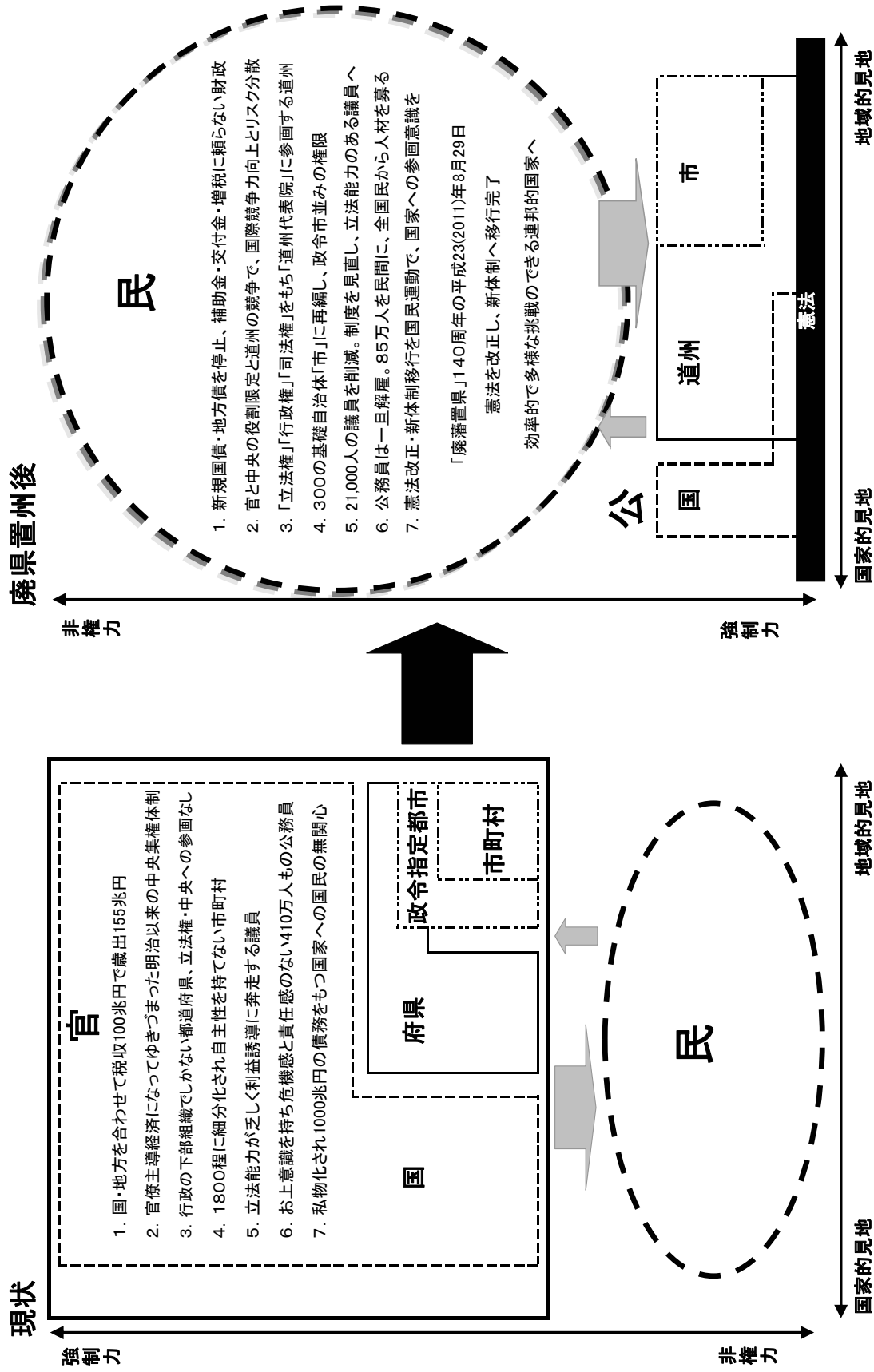
全体としては、「官から民へ」を推し進め、小さな政府を目指すことになるが、一方で、ライブドア事件などの例を挙げるまでもなくとも、市場やルールの実効性が重要になることは明白である。そうした分野での強化要員に転職を支援する。

また、行政業務のアウトソーシングの受け皿となる民間部門では、雇用創出が期待される。今後様々な行政需要が増加してくる海外の国々に、日本の行政制度を助言する役割も期待される。そうした新たに雇用が創出される分野に転職していけるよう支援していく措置を講じる。労働組合にも理解を求める。

経済界は、国民的課題と受け止め、公務員の再就職を積極的に支援する。

5年以内に「連邦的道州制」へ移行せよ

次期内閣総理大臣に道州制の賛否を問う



第2章 なぜ、現状維持を続けるのか！

1. 歴史のうねり

インターネット活用を前提とした豊かな社会とは、これまでの常識を超えた世界である。ネット社会ではビジネスプロセスを柔軟に変更できる組織が勝ち残る。この環境に対し、官僚組織の肥大化・硬直化は自由経済社会における競争を決定的に阻害する。また、豊かな社会の多様なニーズに、画一行政の中央集権や官僚主導経済では即応できないのが実情である。さらに、東アジア経済の巨大化により、国家間のみならず経済、観光、安全等の都市間競争が激化している。しかし、立法権や許認可権は国に集中し、国家目標も曖昧であるために、社会変化に対応した法の改正や制度の整備が追いついていない。

現状の都道府県は、グローバルな人・モノ・金融・情報の動きが活発になった現代では、規模が小さく横並びであり、国際競争力のない施設やサービスしか実施できていない。一方、国際競争力のあるものは東京に偏り、意思決定も東京に集中している。このような状況では、政策の失敗、経済の失敗、大規模な震災などにより国家そのものの命運が左右され、日本国・日本民族の生存・発展リスクが高くなりすぎる。都道府県を発展的に解消して豊かで多様な道州をつくり、国家・民族のリスクを分散しなければならない。

現在、わが国は 1000 兆円近い膨大な債務を抱えているだけでなく、国・地方合わせた一般会計 150 兆円のうち実に 50 兆円が借金による収入でしかない。地方が当てにする公共事業や手厚い福祉の財源も、ほとんどがこの「幻の収入」の上に成り立っている。我々は、借金による生活を止め、「**半分の人員で倍の仕事**」をする決意を持たなければならない。

これらの競争環境を勝ち抜き、わが国の独立と豊かさを維持するには、制度面においてもまた人材面においても大転換が必要となる。国の意向で動く地方の時代は終る。インフレ感覚から非インフレ感覚に。厳しい時代の中、国民一人ひとりが自立心を持ち、政治家や行政マンも国への依存心を捨て、挑戦する時代に生きる自覚を持たねばならない。従来の公僕を社会に返し、新しい時代に適した能力をもち、かつ公の意識をもつ人材を新たなエリートとして、広く国民全体から中央政府・道州政府に登用しなければならない。

このような大転換を実行するには、現在の中央集権を支えている官僚への権限の集中と都道府県制度を廃止し、国と地方の両方、また官と民の両方を改革する「連邦的道州制」を導入するより他にないではないか。

2. いまのままではいけない6つの理由

(1) どうして社会の激変期に人材を官業に縛り付けるのか？

－社会の激変期に人材を官業に縛り付けてはいけない

わが国は効率的に近代化を達成するため、優秀な人材を国会や中央官庁に集約し、諸外国の制度を分析してそれを取り入れた。しかし、豊かになった今、どうすれば成功できるのかは、自分で模索しなければならない。優秀な人材は、中央官庁ではなく模索する現場にこそ必要なのである。現在経済界は団塊の世代の退職、少子化、若年層の学力や人間力の低下と

いう、労働人口の減少・劣化に直面している。現在公務員には、終身雇用と年功序列賃金を保証しているが、民間はすでに競争社会に突入し、雇用形態は多様化している。このような待遇のギャップが存在すると、優秀な人材の官民の垣根を越えた適材適所は実現しにくい。だからこそ、人材不足を外国人労働者の導入によってしのぐという議論も台頭するに至っているのである。日本人の事務能力の高さは世界的に評価されるレベルであり、IT技能やコスト感覚を強化することによって、日本の経済力を更に向上させる力になりうる。連邦的道州制の導入により85万人の公務員が民間に開放されることは、民間企業としても大歓迎なのである。

(2) どうしてインフレが期待できない時代に借金をするのか？

－インフレが期待できない時代に子や孫の債務とする借金をしてはいけない

IT革命の勃興と平行して中国・インドが経済的に台頭した。中国・インドとは10倍以上の経済格差があり、それぞれわが国の約10倍の人口をもっている。両国の経済成長は常識が当てはまらず、当面我々は10分の1の価格で勝負をする巨大プレーヤーからデフレ圧力をかけつづけられる。さらに、わが国の人口は減少トレンドに入った。同じ富を生み出すことは将来さらに困難になる。また、1000兆円の借金では金利1%上昇するだけでも返済額が10兆円増加し、金利高誘導も困難である。わが国はこのようなインフレを期待できない長期的な経済環境に置かれている。

もっとも、インフレが期待できない時代が長期化するか否かは不明である。アメリカは国力の落ちた80年代を克服して今を迎えている。だからアメリカの後を追いつつ強気の国家経営は可能かもしれない。しかし、極東の一国家に過ぎないわが国が国家経営に失敗した時どうであろうか。わが国はアメリカと違って資源のない国である。周辺を大国に囲まれている。軍事大国でもない。基軸通貨をもつわけでもない。インフレが期待できない時代の長期化を想定し、後悔のない国家経営に転換すべきではないだろうか。

インフレが期待できない時代の鉄則は、借金をしないこと、借金を早く返すことである。このことは、不良債権問題を見ても、優良企業の動向をみても明らかである。インフレなら借金返済は時間の経過が解決してくれる。しかし、インフレが期待できないとしたら逆である。なぜ、政府はこのような時代に右肩上がりを前提として借金をつづけるのか？政治家や行政マンは、インフレ時代の惰性を一掃する勇気をもたなければならない。

(3) どうして日本型中央集権で地方の意思が反映できるのか？

－日本型中央集権では地方の意思はばらばらにしか反映できない

わが国における事実上の最高意思決定機関は閣議である。閣議は10数名の閣僚により立法と行政の両方を意思決定する。しかし、その10数名は、経済・産業・公共事業・社会福祉など各省庁を代表する閣僚であって、決してわが国の地域を代表しているわけではない。省庁の意思をすり合わせて、国家「日本国」として意思決定しているのである。地方の声は、各省庁の政策・事業レベルではある程度反映するものの、それらを統合する機能は国にはないのだ。もし道州制を導入しても、この意思決定方法を改めなければ、地域の意思が国家に反映することはない。道州に各地域の立法・行政権を与えること、「道州代表院」をつくって道州の代表自らが国家レベルで立法を行う「連邦的道州制」が必要な理由はここにある。

(4) どうして中央集権でリスクが分散できるのか？

－豊かな社会となつたいま、中央集権ではリスクが分散できない

明治以来の近代化を経て、わが国は経済大国となった。「追いつけ追い越せ」のプロセスでは、先進国で成功したモデルを取り入れそれを実施することが効率的であった。しかし、豊かになった今、どうすれば成功できるのかは、自分で模索しなければならない。日本の中央集権で模索は可能だろうか？制度は同一であるから政策においても、経済においても失敗すればその影響は全国に及ぶ。災害についても同様である。特区制度は模索を許容する解決策のひとつではあるが責任が明確でない。あくまでも急場しのぎの方法でしかない。各地域がそれぞれの責任をもって模索し、よい場合は全体で共有する、このようなことでリスクを分散しなければならない。それには中央集権は不適である。

(5) どうして都道府県単位で国際競争力を向上できるのか？

ーメガ競争時代となったいま、都道府県単位では国際競争力を向上できない

アジア経済が勃興し、アジアの中で豊かなのは日本だけであるという時代は過ぎた。我々の競争相手は、釜山であり、上海であり、台北であり、バンガロールであり、ロサンゼルスであり、パリである。そんな競争環境にあって、小さな投資は埋没するだけである。しかし、北海道はデンマーク、四国はフィンランド、九州はオランダ、ましてや関西はカナダと同程度の人口と GDP を誇る。中央集権の先入観を捨てれば日本の潜在力は十分国際競争に耐えることができる。一方で、ヨーロッパは千年の歴史を乗り越えて、国家主権をより大きな組織に委ねEUを創設した。道州がただ自立するだけでなく、連合してより大きな国際競争力を発揮できる「連邦的道州制」は、これからの日本に不可欠なものだ。アジアで始めて近代化に成功したわが国は、次の国家の姿を提示しなければならない。なぜ、都道府県にこだわるのか。東京だけに国際競争力があるというような状況でよいのか。

(6) どうしてIT時代を先取りしないのか？

ー行政指導型ではIT時代を先取りできない

中央集権と表裏一体の行政指導は日本の行政システムの代名詞でありわが国の行政の効率化を支えるものでもあった。しかし、IT時代の鉄則は、事務を限りなく自動化することである。その結果、従来では考えることもできなかった新たな秩序を創ることすら出来る。従来であれば様々な制度と行政指導により結果として成立した秩序であったが、従来の発想を超え、制度を変えなければ、IT時代の意思決定にならない。e-Japan構想はハードばかりでビジネスプロセスの変革は遅々として進まず、すでに行政システムの情報化では、韓国やインドにはるかに差をつけられている。行政指導を中心とした行政システムは、IT時代には足かせになる。なぜ、これを続けるのか？

3. どのようにして和の精神を大切にしながらコストを削減するのか？

(1) 民(たみ)を守る

廃藩置県を断行した7人のひとり西郷隆盛は、「敬天愛人」を称え私欲を捨てて制度改革を行った。

55兆円の歳出削減を単純に行えば、弱者にしわ寄せがゆくことは語るまでもないことである。また、制度設計にあたって、設計者が自らの私欲を思えば、制度は曲がって行かざるを得ない。

明治維新がなぜ成功したのか、なぜ武士は刀を捨てたのか、我々は先人の偉大さに心をよせる必要がある。

今回の改革にあたっての原則は、

- ・弱者を峻別し、本当の弱者は守ること
- ・働けるものは働くこと、国にぶらさがらないこと
- ・伝統を尊重して改革すること

である。3項目目は重要である。伝統の力が弱まってしまった今だからこそ意識的に実行しなければならない。伝統は、年月を経て生き残ったもののことであり、現在の慣行すべてを指すものではない。

（２）智慧を出す

無駄は大量にある。発想を転換して智慧を出さなければならない。

例えば医療ひとつ取り上げても、予防医療への転換、様々な高コスト構造（薬価、診療報酬、水増し請求、医師の技能等）の見直しなどにより、国民が病院にかからなくても健康を維持できる社会をめざし、その上で医者にかかるものは徹底的に治療する体制に移行すれば医療水準を下げずにコスト削減はできる。

教育の分野でも、公的支出を加味した生徒ひとりあたりの支出は公立よりも私学の方が安く、しかも教育水準は私学の方が高くなっており、公立学校の私学化は十分可能である。さらに、IT技術の併用により教育水準を下げずにコスト削減はできる。

公共事業の分野でも、山を乱せば川が乱れ、川が乱れれば海が乱れる。元の山の植林をやり直せば、砂防も護岸工事も漁業支援も本当に必要なものだけになる。都市部についていえば、土地収用の方法を変えれば公共事業の費用は下がる。

これまでは、経済成長の配当の再配分、所得の再配分のため、公の仕事はあえて無駄遣いになるような方法をとってきたとはいえないか。財政破綻している今、その発想は捨てなければならない。

（３）エリートは私を捨てる

江戸幕府は、江戸城を無血開城し国を救った。大名も武士も侍の身分を捨てた。戦後、軍人たちは武器を捨てて、戦後の復興に全力を尽くした。

祖国日本には、このような先人たちがいる。いま、政治家は自分の議席が惜しくてしがみつくなのか？ 公務員は自身の保身しか考えられず反対するのか？ それでは、わが国の先人たちに申し訳がたたなからう。

これからの時代に適し、かつ公の意識をもつエリートとは、次の資質・能力をもつ人材である。

- －使命感
- －忠誠心
- －品格とリーダーシップ
- －遵法精神
- －情緒と文化理解
- －情報収集力
- －高度な言語能力
- －計数能力
- －IT技術

- －専門分野の基礎知識
- －事務能力
- －デフレ感覚

4. 55兆円の削減に伴う歳出の変化と人材の移動

(1) 歳出削減55兆円 ＝ 歳出削減50%

国・地方の歳出は154兆円（平成13年度、一部重複あり²）である。これに対し、国債・地方債という、借金による歳入は50兆円（平成15年度）を占める。これをベースに、平成13年度から平成15年度にかけての歳出減少額約6兆円を加味すると、国債・地方債の発行を停止するには、平成13年度の歳出154兆円に対して55兆円削減する必要がある。

国・地方の歳出から、国債・地方債費、エネルギー対策費、食糧安定供給関係費、経済協力費、防衛費、警察費、消防費、災害復旧費、恩給、失業対策費、心身障害者対策費、育英事業費など国家・地域の存立にかかわる経費、弱者対策の経費を除くと、109兆円の予算が残る。ここから、55兆円削減するには、残りをすべて50%削減しなければならない。（右表、単位10億円）

すなわち、国債・地方債の発行を停止するには、国・地方会合わせた全ての一般歳出から国家・地域の存立にかかわる経費、弱者対策の経費を除き、公共事業もその他一般歳出も一律50%削減しなければならないということになる。

	歳出総額	154,221	
	国債・公債	28,478	
	エネルギー対策費	632	
	食料安定供給関係費	282	
	経済協力費	961	
	防衛関係費	4,969	
	警察費	3,394	
	消防費	1,927	
	災害復旧	647	
	恩給	1,350	
	失業対策費(国)	496	
	職業訓練費	123	
	失業対策費	170	
	結核対策費	39	
	環境衛生費	286	
	精神衛生費	144	
	特殊学校費	737	
	育英事業費(国)	125	
	小計	44,761	
A	差引	109,461	削減率
B	削減目標	55,000	50.2% B/A

資料1を参照。

(2) 55兆円歳出削減の内訳

現在の役割分担を前提とすると、国は16兆円、都道府県は18兆円、市町村は21兆円の歳出削減を迫られる。現在のまま権限を移譲せずに歳出のみ削減すると、末端にしわ寄せがゆく。お金はないがサービスの内容や水準は国が決定するからである。

そこで、第3章に述べる役割分担の変更を行うこととし、サービスの内容や水準は地域

² 算出にあたって、地方交付税は地方の歳入となっているので国の歳出からは控除した。しかし、それ以外にも、特別会計を経由して地方に支出している金額が存在する。一方、総務省の発表する国・地方の重複を除いた歳出は153兆円程度である。金額の上では、概ね財政状況を反映しているとして以下の議論を進める。

が決め地域が実施することを前提とする。そして、権限移譲に伴い人員も移動することにする。これらの前提に立って、具体的な削減額を試算した。削減額は以下の通りとなる。現在に比べ、国は３０兆円、道州（都道府県）は１７兆円、市町村は１３兆円の削減となる。

また、国家や地域の存続に不可欠な項目や弱者への支援を除いても、社会福祉や教育などにも広範な影響は避けられない。このような巨額の削減は、国民・産業界あがての協力、政治家・公務員の全面協力、国・地方の役割分担の根本的な見直しなしには実現できない。

国・地方の歳出の変化					
	現状	役割再編後の移管先			
		中央	道州	市	民間
国	56,280	25,893	13,187	1,432	15,768
都道府県	47,418	0	12,049	17,614	17,755
市町村	50,523	0	5,038	24,414	21,071
合計	154,221	25,893	30,274	43,460	54,594

単位：(10億円)

費目別の削減額

		削減前歳出（兆円）	削減額（兆円）
議会・総務費	５０％削減	１５	７．３
社会保障費	５０％削減	３６	１８
労働費	５０％削減	０．５	０．３
産業費	５０％削減	６．５	３．２
農林水産費	５０％削減	５．９	２．９
公共事業	５０％削減	２５	１２．６
教育・科学費	５０％削減	２０	１０

資料２を参照。

（３）議員２万１千人の削減

財政健全化を前提に行われる道州制への移行においては、民間には大きな自助努力を求め、国・地方の政府部門においても、予算・公務員数の大幅な削減を行うことは避けられない。そこで、議会が率先垂範し、効率的な議会にすると同時に政策立案能力を高める改革を行わなければならない。議員数は大幅に削減し、立法スタッフの充実により政策立案能力を高め、官僚機構のスリム化に対応する必要がある。

参議院議員	道州政府の代表で構成するドイツ型の「道州代表院」に改組 道州政府代表が兼任のため、専任の参議院議員は ２４０議席 → ０議席 （１００％削減）
都道府県議会議員	現在の地方自治法の規定に基づき、人口を基準に削減 下表参照 （現状同様、定足数の９０％の議席数とした場合） ２８７５議席 → １８８０議席（道州議会議員） （３４．６％削減）

	人口(千人)	定数(道州制導入後)	定数(現状)	削減率
北海道	5,627	110	110	0%
東北州	12,065	196	378	48.15%
関東州	42,372	568	644	11.80%
中部州	17,635	254	382	33.51%
関西州	24,391	346	541	36.04%
中四国州	10,950	182	392	53.57%
九州州	14,713	224	428	47.66%
合計	127,753	1,880	2,875	34.61%

市町村会議員 人口40万人程度の300の「市」に再編
現在の地方自治法の規定に基づき、人口を基準に削減
37000人 → 17000人 (54.1%削減)

資料3を参照。

(4) 85万人国・地方の公務員の削減と公設民営化により126万人の現業公務員を民間部門へ

歳出削減に伴い、公務員の削減は不可避である。

国家公務員は、防衛・警察関係、立法・司法関係は現状維持、地方支分部局は道州政府に移管、本省・外局を半減する（予算は75%減であるが、業務効率を考え、半減にとどめる）とする。

地方公務員は、地方債償還、警察、教育関係予算を除いた予算の削減率に応じた削減を実施するとする。

特定独立行政法人、郵政（すでに民営化法案成立）、教育公務員は組織を公設民営化し身分を民間部門へ移動する。

国家公務員 本省 5.7万 + 地方支分部局 21.7万
= 27.4万人 削減
61.7万人 → 34.3万人 (44.4%削減)
地方公務員 都道府県 10万 + 市町村 47.5万
= 57.5万人 削減
223.1万人 → 165.5万人 (25.8%削減)
現業公務員 独立行政法人 7万 + 郵政 27万
+ 都道府県教育公務員 87万
+ 市町村教育公務員 5万 = 126万人 民業化

資料4を参照。

本提言では、道州制移行にあたり、防衛・警察・消防などを除く公務員は一旦解雇し、新しい時代に適した能力をもち、かつ公の意識をもつ人材を、幅広く国民から募り、新た

なエリートとして中央・道州政府に登用するとしている。その為、公務員の削減 85 万人、現業公務員 126 万人の身分変更としているが影響は 211 万人には留まらないと考えられる。

5. 連邦的道州制の本旨

連邦的道州制の導入により、地方はこれまでの中央集権から解き放たれる。その結果、文化芸術を重視する道州も誕生できるし、高負担・高福祉をうたう道州も誕生できるようになる。開発を重視する道州も誕生できるし、無理をしない生き方を重視する道州も誕生できるようになる。

(1) 連邦的道州制のメリット

「連邦的道州制」への移行により、「効率的で多様な挑戦のできる連邦的国家」が誕生する。国民が参画し、国民が国土と国家と国民経済を運営する新たな時代の始まりだ。そのような国、地域は、これまでと次の様な点で異なる社会に変わる。

(a) 国家全体について

- ① 人材が民間に開放される
- ② 国債・地方債の発行が止まり、増税が回避される
- ③ 地方の意思が制度・事業に反映される
- ④ 道州間の競争により社会が活性化、リスクが分散される
- ⑤ 国際競争力が向上する
- ⑥ IT時代を先取りできる

(b) 地方自治について

- ① 自治体・議会改革・市民意識など
 - ・ 市民の選択によって、自ら直接、地域自治へ参加することが可能となる。
 - ・ 地域社会のリーダーが尊敬され、市民が地域社会に誇りを持つようになる。
 - ・ 議会が活性化し、不透明な行政にストップがかかる。
 - ・ 行政の効率化が進み、無駄な事業を廃止できるようになる。また、その結果、税負担軽減の余地もでてくる。
 - ・ 公共料金が下がり、サービスもよくなる。
 - ・ 法律や税金が分かりやすくなり、常識に基づいて行動できるようになる。
 - ・ 中央の意向を笠に着ていた役所が、市民の意向を強く意識し、自ら新しい制度をつくり問題の先送りをしなくなる。
 - ・ 何でもお上頼みだった市民が、様々な民間組織に助けられ、また手助けして満足を得るようになる。
 - ・ 若者が死んだ目をして「安定しているから役人になりたい」と言わず、「自分の力を伸ばして挑戦したい」と言うようになる。
 - ・ 都道府県庁・議会の統合により、議員、公務員の削減が可能になる。
 - ・ 国ではなく、より市に近い道州から、行政の無駄遣いをチェックできるようになる。

② 広域警察・広域防災・広域医療

- ・ 東南海地震などの大災害・SARSや鳥インフルエンザなどの感染に対して、迅速な対策・道州内外からの救援が可能になる。
- ・ 社会の変化に即応し、あるいは先取りして、都市の活性化・弱者の救済・犯罪の防止などができるようになる。
- ・ 都道府県をまたぐ広域犯罪が急増している。道州レベルでの捜査の連携により効果的な捜査活動を行い、犯罪検挙率を上げることができる。
- ・ 官僚内部の論理で動いていた警察も、市民の意向を強く意識し、治安向上や地域の活性化に積極的に動かざるを得なくなる。
- ・ 資本を集中投下することにより、高度な先端医療施設を実現し、道州内での高度医療を必要とする人に全てに同様に医療を提供できる。

③ 観光・産業・環境政策

- ・ 会社の本社がことごとく東京に集まることが終わり、環境のよい地方に立地するようになる。
- ・ 官業の開放により、さまざまなサービス産業が起こる。
- ・ 関西という名が、全世界に広がり、全世界から関西を訪れ、学び、感動し、ビジネスを共にするネットワークが広がる。
- ・ 1市町村や、1都道府県で、排気ガスなどの規制を強化しても、隣の県で車庫証明を取るなどの抜け道を使う例がみられた。環境汚染が広範にわたる性質であるため、都道府県を越えた道州レベルでの対策行うことにより、効果をあげることができる。
- ・ 都市の産業廃棄物の不法投棄が他府県の山間部に行われたりするが、道州レベルでの監視体制により、不法投棄を防止することができる。
- ・ 京都、奈良等の観光拠点を一体のものとして観光PRし、国内外から関西観光への魅力を相乗的にあげることができる。
- ・ それぞれの都道府県内にある観光地を、道州内に広くPRし、道州内での観光需要を喚起することができる。

④ 高等教育・職業教育・文化政策

- ・ 企業ニーズを無視して教育していた学校が、ビジネスマインド教育や職人教育などを徹底して実施するようになる。
- ・ 高等教育機関の相互連携により、教育、研究の質、スピードが高くなる。
- ・ 官業の開放により、大学がシンクタンク化するだけでなく、さまざまなNPOやネットワーク組織が起こる。
- ・ 芸術、文化、ファッション、メディアなどの活動やサービス、産業が地方にもおこる。
- ・ 各地に乱立する美術館・博物館などを集約させ、ループル、大英博物館、メトロポリタンなどのように、海外からも集客できる魅力的な都市文化の中核ができる。

⑤ 広域都市計画・広域基盤整備政策

- ・ 地域の歴史や風土に根ざした建築や風景が創られ、地域の個性が際立ち、市民の思い入れも深くなる。
- ・ 水資源開発として、例えば、大阪、京都、滋賀、奈良に及ぶ淀川水系において、効率的なダムの配置、水利用などが可能になり、税の無駄遣いをなくせる。

- ・ 道州レベルでの交通体系の計画を通じ、例えば、昼間人口流入が多い大阪市も、適切な交通体系を構築し、渋滞やラッシュの緩和が実現できる。
- ・ 大阪、兵庫南部に、集中する関西国際、大阪、神戸、八尾の4空港を、地域の実情を反映した広域的な連携運用により統合し、無駄をなくすることができる。
- ・ 神戸港（市営）、大阪港（市営）、泉北堺港（府営）の一体的運用の実現により、アジアの貿易港に対抗し、世界の物流集積拠点とすることができる。

⑥ 税務・労働・公正取引政策

- ・ 大幅な増税や国と地方の財政破綻が回避される。
- ・ 税金の未納者が減少する。
- ・ 景気の変化に応じて、柔軟に労働基準を変化できる。
- ・ より徹底的に談合の摘発ができる。

：

：

（２）連邦的道州制のデメリット

提言を実施に移した場合のデメリットおよびその対策について述べる。

①議員・公務員の失職を生む

議員2万1千人、公務員85万人が一時的とはいえ、職を失う。彼らの生活権や誇りはどうするのか？

→ 公僕は公のために存在している。いざというときに公の為に役立たないのなら、それは権力を私物化しているにすぎず、公僕に値しない。現在民間企業は人材の不足に直面しており、外国人労働者すら導入して危機をしのごうというに至っている。民間に移動して経験や能力を生かすことは国家の役に立つことではないのか。また、民業化にともない様々なコミュニティサービスが必要になる。その場で能力や経験が必要とされる。また、日本人の行政能力を日本の友好国で生かすことは国益に適う。これらの転換を支援するために「公務員支援事業団（仮称）」を設ける。退職金については特例法をつくり国家の危機に対応した額に削減する。一方、困難な試験の壁を乗り越えてきた公務員が労働市場に参入することで、民間の限界的な位置にいる労働者が、労働市場からはじき出される可能性がある。同時に、ニートやフリーター問題がさらに顕在化する可能性もある。これらに対しては、職業能力開発事業を拡充して対応する。

②公的部門の縮小に伴い不景気になる

55兆円の歳出削減、公務員85万人の失職に伴い、経済が収縮し、さらに不良債権が増えるのではないのか？

→ 歳出削減と同時に規制緩和・民業化を徹底するため、あらたな市場と雇用を発生させる。これまでの雇用や市場のミスマッチが是正され、適材適所が実現される。さまざまなコストが低下し、収縮以上の豊かさを実感できる。

③弱者にしわよせがゆく

年金生活者や低所得者にしわよせがゆくのではないのか？

- 今回の改革は「弱者を峻別し、本当の弱者は守る」ことを原則として実施する。心身障害者など民間の相互扶助だけでは対処できない本当の弱者は国家が責任をもって守る。また、経済力がない為に教育の機会を損ねないように、育英資金などは削減しない。一方、「働けるものは働くこと、国にぶらさがらない」を原則に、年金生活者であっても働く意欲のあるものには、コミュニティサービスを興すことで受け皿を作り、コミュニティや家族間の相互扶助の担い手となる。働けるひとには働ける場をつくり、社会に貢献できる充実した気持ちで日々を暮らしてもらう。また改革に伴って、生活コストが低下するので、このような相互扶助や生活コストの低下によって、社会的弱者を守る。社会全体で徹底した見直しをし、自分だけがしわ寄せをうけるわけではなく、皇室から一般国民まで国民全員がその気持ちを分かち合う。

④地域により行政能力に差が出るようになる可能性がある

道州により経済力が異なり、また道州が内政に関する立法・行政を行うので、経済力が劣ったり、行政能力に劣る地域は社会が停滞するのではないのか？

- 現在は、中央できめた基準と方法と財源でものごとを行う為、地域の実情にあったことが実施できない。四国でもフィンランドと同じ人口・経済力があるという事実気づくべきだ。お金がなければなりに工夫ができる。また、他の地域の方法を自由に真似ることもできる。立法・行政・財源を移譲するので、問題は地域経営の能力だけである。今回、人材の入れ替えも行う。東京からのUターンでも、民間からの転進でも、われはと思う人材は地域の為に身を役立ててほしい。それでも、社会が停滞する地域は、選挙によって為政者を変え地域の方向性を改める。道州・市で選挙のもつ意味は大きくなる。地域により行政能力に差が出ることは、むしろ道州・市の競争を促進し、社会の成長に役立つ。

⑤公務員の入れ替えに伴い不適格な人材が入り込む可能性がある

新中央政府・道州政府の人材は、新たに国民全体から募るとしている。公務員としての適格性にかけた人材が入り込む恐れはないか。これまでの行政ノウハウを継承できないのではないのか？

- 戦後教育の結果、公の意識の低い人材が増加している。そのため、不適格な人物が入り込むという危惧はもっともである。しかし、それでは現在の公務員は果たして公の意識が高いといえるのだろうか。新渡戸稲造は武士道の中で「見た目には義務に忠実なようであるが、心の中では自分のことしか考えていない者」は指導者にふさわしくないと述べている。今回の人材の入れ替えにあたっては、国家・国民にとってふさわしくないものは採用しない。行政ノウハウの内、引き継ぐべきものは引き継ぎ、その必要のないものは引き継ぐ必要はない。行政マンでも新政府に奉職するものを通じてノウハウを継承する。また、民間出身のものからも良いノウハウは取り入れ、新政府のノウハウを確立する。

⑥民業化により公的資金の私物化や会社や組織をつかった権力の私物化がおこる

民業化を徹底すれば、不正の温床になるのではないのか？

- 民業化を徹底するという事は、従来の公的なサービスを廃止して新たに民間企業がサービスを実施するという形だけでなく、公的な資金で作った施設や組織を

民間が経営したり、公的資金を収入源とした法人が誕生する場合もありうる。また、公共サービスについては、地域的な独占のもとで利用者からの料金を徴収して成立する企業も多数誕生することになる。これらについては、

- ・ 公的資金・公共料金を収入源とする企業・組織は、連結的に情報公開を徹底させる・競争入札を徹底する
- ・ 政治資金・選挙運動・天下り状況などを完全公開する
- ・ 議会への報告を義務づける
- ・ 株式を公開する
- ・ 独占禁止法を改正し運用を強化する

等の措置を講じて、不正を生じさせない体制を築く。

⑦中央主導で国策を実施しにくくなる

道州政府の力が強くなるため、必要な時に中央主導で国策を推進できなくなるのではないか？

→ 現在法令は全国一律である。そのため、あらゆるものが国策になっているといっても過言ではない。連邦的道州制では、国は本来すべき業務に特化する。国防・外交・その他の経済的な安全保障に関わるものは国の権限としている。一方で、公共事業や乱開発の助長による経済政策が実施できなくなることは事実である。しかし、それらはそもそもこの豊かな社会において適切な手段とはいえない。また、教育の品質保証は中央政府の権限である。この他に、全国統一する必要のある業務があれば憲法で担保することにする。

⑧中央政府レベルでも地域エゴばかりになる

道州代表院は道州知事の集まりであり、衆議院は地域の出身者である。このような体制では、地域エゴばかりになって天下国家は語られなくなるのではないか？

→ そんなことはない。衆議院についていうと、小選挙区制の下では先の衆議院選挙に見られたように、党首のリーダーシップ、政党の政策が前面に出てくる。これまでは、政治家による利益誘導がめだち、天下国家が語られていない錯覚をうける。しかし、省庁に対応した閣僚があり、その閣議で国家政策が決定される大枠があり、その微調整として政治家による我田引水があるのである。連邦的道州制のもとでは、憲法により中央政府の役割を限定する結果、衆議院は中央政府の権限に属するものの立法を行う院に変わる。内政は道州で行うので、衆議院議員は地元への利益誘導を図る必要がなくなる。中央政府の官庁は、スリム化し道州レベルに移動するものもあるが、残る官庁は地域に対応してではなく、政策分野に対応して設けられる。衆議院は閣僚を出して政策分野を代表し、道州代表院は地域を代表し公開の場で地域の利害を語る。この両者によって均衡を保つため、天下国家と地域の要求が両立することになる。今後は、以前にも増して政策が、具体的な政策が非常に重要となる。日本で初めてマニフェストが機能する。

⑨道州により法令が異なり事業コストがかかるようになる

道州によって税金が異なったり、規制が異なったりすると、全国展開する企業は事業コストが高くなる。地域によって法律家や会計士も変えなければならなくなるのではないか？

- これはそうなる。しかし、IT技術が進歩している。極力そのような違いはIT技術によりコストに反映しない形で吸収できる。法律家や会計士はそれぞれの道州に即した知識をもつ必要がある。また、統一すべき基準は、道州代表院の議決により統一することができる。コストの上昇よりも、多様性によって得られるメリットのほうが大きい。

⑩道州同士で税金のダンピングあるいはサービス合戦がおこる

道州に財源や立法権を与えると、道州同士税金のダンピングが発生したり、コストを度外視したサービス合戦が置き、経済が混乱するのではないかな？

- 自治体同士がコスト削減の競争をしない現状の方がはるかに問題ではないか。現在、税金のダンピングは限定的だが、国から公共事業をもってくるという形でコストを度外視したサービスの提供が行われている。これでは、国家が破綻する。これを正す為に、財源・立法権ともに道州に移譲する。自分たちが責任をとらなければならない環境に置き、自立的な財政規律を機能させる。財政破綻処理も明文化し、破綻責任も明確にして、モラルハザードを抑止する。しかし、究極的には国民への情報公開とそれにもとづく国民のモラルの高さによって担保するより他はない。

⑪道州が債権を発行しすぎてハイパーインフレになる

ブラジルでは、地方自治体が債権を発行しすぎてハイパーインフレを招いた。公共事業による利益誘導の体質をひきずったままでは、ハイパーインフレを招かないかな？

- 地方議員・地方公務員の体質改善は、もちろん、有権者の意識改革も欠かせない。国民全体で、責任をもった取り組みが必要である。このような問題意識をもって、選挙制度から財政制度、教育、情報公開にいたる様々な施策を組み合わせる体制を確立してゆかなければならない。

⑫外国から道州を分断しようとする力が働く可能性がある

外国勢力が日本を分断するために、特定の道州に肩入れしたり、分離独立をそそのかしたりするのではないかな？

- その可能性はある。しかし、国防・外交・警察などは中央政府の権限である。国益の増進は憲法により道州の義務としている。道州の公務員にも国家への忠誠義務を課している。そして教育と伝統の力により国家の統合を守る。道州が課された義務に従わないときは、中央政府は道州代表院の同意のもと強制措置をとることができる。また、非常事態時には、内閣総理大臣直属の緊急管理部局が当該道州政府を直接指揮する。

⑬体制転覆を試みる政権が道州に誕生する可能性がある

道州知事は強力な権限をもっており、体制転覆を試みる知事が誕生したらどうするのかな？

- 民主主義である以上、その可能性はある。しかし米大統領の如く道州知事には法案提出権・予算権はない。議会との均衡により暴走を止める仕組みにしている。また、国防・外交・警察などは中央政府の権限としている。

⑭日本国がばらばらになる可能性がある

日本国としてのアイデンティティはどうなるのか？ばらばらになってしまうのではないか？

→ 日本国の統合の象徴としての天皇・皇室は、道州の統合の象徴でもある。いざというときに結束する伝統を保持すれば、ばらばらにはならない。

⑮こんな大それたことはできないのではないのか

憲法改正、55兆円の歳出削減、2万1千人の議員削減、85万人の公務員削減、廃県置州など、夢想到すぎないのではないのか？国会議員も公務員も反対に決まっているではないか？

→ 昭和の先人は、敗戦を一致団結して乗り切った。明治の先人は、黒船来襲を一致団結して乗り切った。鎌倉武士は、元寇を一致団結して乗り切った。大和朝廷は、百済滅亡・新羅統一・唐の台頭を一致団結して乗り切った。どうして、いまそれができないといえようか。

第3章「連邦的道州制」の特徴

――県の仕事は市が、国の仕事は道州が、国は本来の仕事を

提案する道州制は、「連邦的道州制」とでもいうべき抜本的な改革を求める提案となっている。憲法に地域主権（自治権）を明記し、官・民の役割分担、国・地方の役割分担を明確にする。本委員会は次の点を留意して役割分担の設計、道州の設計および憲法改正草案を作成した。憲法改正草案については、第4章を参照のこと。

1. 官・民の役割分担

（1）55兆円分の一般歳出相当額を民で実施

これまで官によって提供されてきた公的サービス、所得の移転について、官ではなく民によって実施することになる。その目安の金額は、国債／地方債発行額（年間50兆円）と同程度である。この金額を公的支出から民間支出に変更することは、地方債の償還や防衛費、警察・消防、伝染病対策や心身障害者対策などを除いた一般歳出を50%カットすることに相当する。こうなると、老人福祉や医療、教育などは、財源が足りなく、発想を転換しない限り従来のサービスを維持することはできない。道州に立法・行政権を移し、さまざまな智慧を反映できるようにする必要がある。そして、民間による基金創設や各道州による知恵の出し合い、また地域による相互扶助によりサービスを維持する。

（2）サービス水準は地域で決定し、民間がサービスを提供する体制 ―― 民業化の徹底

公共事業、教育、社会福祉、農林水産・産業政策などは、地域の経済力とニーズに即して、地域がサービス水準を決定することとする。さらに、公権力の行使、社会のルール設定を除くあらゆる業務の提供は、公的機関ではなく、民間が行う体制に転換する。現業部局、公立機関、独立行政法人、特殊法人、外郭団体は、NPOなどを含む民間法人に転換し、独立採算制とする。このようにして必要なレベルのサービスを、効果的に提供できる体制にする。その上で、国民の智慧を結集して、コスト削減に取り組むとともにコミュニティサービスを起こし、民間で相互扶助を行う。著しい経済的弱者には国は勿論のこと、民間により基金をつのり奨学資金や福祉資金として必要資金を援助する。

（3）寄付の拡大による公益団体の活性化

さらに、企業及び個人から、公益団体への寄付を活性化させる制度を導入する。

- ・ 指定寄付の対象指定権限を道州政府に移譲
- ・ 指定寄付の損金算入上限額の拡大、税額控除への変更
- ・ 損金算入の手続の簡素化、自動化（源泉徴収に類する）

また、公益団体への利益誘導・直接助成を停止し、公的な助成はそのサービスを受けるエンドユーザーに直接提供するものに限定する。その上で、寄付金が、浪費されていないか、マネーロンダリングされていないかなど、寄付金の使途の透明性を確保する。

（４）不正を許さない監視・情報公開の徹底 ―― 民業化に伴う監視の強化

公権力の行使、社会のルール設定を除くあらゆる業務の民業化にともない、自治体はもちろん、公的なサービスを提供する企業、ＮＰＯ、旧特殊法人などの汚職・不正の監視を強化する。また、公権力の腐敗を防止するために市民への情報公開を徹底し、市民による監視を強化する。

２．中央・地方の役割分担

（１）役割分担の変更

役割分担は、抜本的に見直す。

- ・国民は何よりも郷土・祖国に自分が何ができるかを問い、自立する。
郷土・祖国に愛着をもち、選挙に参加し、行政をチェックし、様々な参画を行う。
- ・「官でしかできないこと」を中央政府・地域の政府が行う
(例)・純粋公共財（国防・外交など）
 - ・公権力を行使する業務
 - ・国全体でリスクをプールする必要がある業務
 - ・民間を監視する業務
- ・中央・地域の役割については
 - ―補完性の原理
 - ―近接性の原理
 - ―国際競争力の確保を念頭において配分する。

上記の点に留意して、より具体的に役割分担を記載したのが、資料５であり、その骨子は（２）以下のとおりである

（２）民の役割

ひとりひとりが自覚をもって、「自分のことで社会に貢献する」自立した暮らしをおくる。国家にぶら下がらない。具体的には、各家庭が「誇りをもって生きる。和を大切にする。日本の美を広げる」ことを理想とし、

- ・家族、郷土、祖国、世界に尽くす
- ・情緒と論理を大切にする
- ・行政を評価する能力をもつ
- ・様々な形で社会に参画する
- ・選挙・直接投票あるいはインターネットを通じて意思表示する

という暮らしを実践し、そのような子供を育てる。

（３）基礎自治体「市」 ―― ３００小選挙区を基に更に再編

基礎自治体「市」は、「地域ごとに異なる市民のニーズを把握し、公的サービスを提供する業務」を担う。

現在の市町村は再編をすすめ、現在の３００小選挙区の区割りを目安とした人口４０万人程度の地域に再編。政令指定都市並の権限を与え、必要に応じて区制度を利用して行政の地域密着性を高める。行政業務を見直し、民間にできないものだけを市で行

う。

（４）内政を担う「道州」 ―― 国際競争力のある多様な「道州」を育てリスク分散

明治以来の中央集権体制を通じて、全国一律の法制度を確立したが、社会の成熟化に伴い、制度改変に関わる速度が低下し、社会変化を先取りできなくなりつつある。分権により各地域で地域のニーズに応じて制度改変できる体制に移行し、社会のダイナミズムを取り戻すとともに、国家と民族のリスクを分散する。

道州は、都道府県を発展的に解消して設置。内政に関する立法・財源・事業決定権を中央政府から移管。

「市では担えない業務」を担う。

- ①市の枠を超える領域に便益の及ぶ公的サービスの提供
- ②市民のニーズに地域差があり、かつリスクの担保が必要な業務
- ③道州の利益に基づき、各市の利害を調整する業務
- ④複数の市の共同事業を支援する業務

具体的には、警察、産業政策、広域公共事業、環境、労働、高等教育、伝染病対策、健康保険などを担当。知事・議員は公選。知事と議会との緊張関係を生むために、議員の法案提出権の確立と知事に拒否権を与える。行政業務を見直し、民間にできないものだけを道州政府で行う。

（５）「中央」は本来業務に特化 ―― 国家の独立の強化と公意識の回復は「中央政府」の責任

中央政府の使命は、国際社会の中で世界に奉仕し国益を増進し独立を守ることであり、民間や道州政府にできず、道州を統合する業務、一国全体に利害が及ぶ業務に限定する。

- ① 国全体に利害が及ぶ業務・・・道州の自治権は認めない
(例)・皇室 ・国防 ・外交 ・通貨 ・年金
・国税 ・市場監視 ・教育の品質保証 等々
- ② 道州を統合する業務
 - ・全国統一する必要がある業務
 - ・国益に基づき、各道州の利害を調整する業務

具体的には、皇室、国防、外交、通貨、市場監視、度量衡、年金、労働保険、高等研究、高度インフラ、通信、教育監視、出入国管理などを中央政府の権限とする。全国統一基準については、「道州代表院」が必要を認めたもののみ、全国統一する。

戦後国権が弱体化され、国家の独立意識が低下した。戦後60年を経過し、その悪影響は無視できないレベルになっている。国防・外交に関しては、分権化せず、むしろ従来よりも国権を強化する。また、国民の公の意識の低下も無視できないレベルになっている。教育に関しては、公設民営を徹底するが、標準カリキュラムの設定、学習成果の評価など、教育品質の保証は、中央政府が責任をもって行う。

3. 道州政府の姿

（１）道州政府の構成

都道府県を発展的に解消して道州政府を設ける。

- ①立法府 立法権を司る道州議会および議会法制局を置く。
議員は公選であり、小選挙区制度により選出する。議会法制局は、立法活動を補佐する。
議員の世襲を妨げる規則を設ける。
- ②行政府 行政権を司る知事およびその執行機関を置く。
知事は公選であり、道州議会の同意に基づいて閣僚(理事者)を任命する。
知事の3選は禁止する。
- ③司法府 当面の間は、司法についてはこれまで同様中央集権型で行う。道州での立法活動が活発化するについて、司法も分権化し、道州に最高裁判所を設置する。

(2) 道州政府の権限

地域のことは地域で決定できるよう、道州政府には下記の権限を与える。

①立法権

道州法制定権 現行憲法下において、地方自治体は法律の範囲内でしか条例を制定できず、また地方自治法により法令遵守義務を課され、法令を通じて国が地方をコントロールしている。

これを道州の自立的な地域運営を可能とするため、各道州で州基本法を制定し、その下で道州内の内政に関する幅広い立法権を認める。なお、州基本法の公布は天皇が行う。

課税権 地方税については、税目・税率等を道州政府が道州法により決定する。

予算権 予算についても起債権限を含めて道州政府が権限を持つ。つまり、道州のことは道州が自己の責任で決定し、中央政府でしかできないこと以外は、中央政府から道州政府に権限を移譲する。

議会召集権、行政調査権

②行政権

執行権 道州行政府の人事、組織、事務執行については、知事が権限を持つ。法案提出権、予算提出権、課税権はない。知事は立法、予算、課税については、希望案(教書)を議会に提出する事が出来る。

拒否権 道州立法府の道州法制定権、課税権、予算権について知事は拒否権をもつ。

議会召集権、市民投票付託権、議会解散権

③司法権

立法権の移譲具合によるが、将来的には道州最高裁の設置を検討し、道州法の判断については道州内で完結させる。

(3) 道州政府のチェック

市民が道州政府をチェックできるよう次の事項を義務付ける。

①道州議会の政策立案状況の客観的評価

第三者機関により、政党及び議員の政策立案活動についての客観的評価を行い、公表する。

②政策・事業の客観的評価

第三者機関により、道州政府の政策や事業についての客観的評価を行い、公表する。

③インターネットを利用した徹底的な情報公開

機密に属する情報以外は、インターネットによりデータ、文書を完全に公開する。また、議会だけでなく委員会も全てインターネットにより中継する。

④道州政府の規律

- ・憲法・法律による財政規律の明文化
- ・企業経営者や学識経験者などによる経営ボードの設置
- ・外部監査の義務付け

⑤人物・政策本位の選挙の実現

- ・マニフェストおよびその評価の義務付け
- ・インターネットを利用した選挙の実施
- ・政策や人柄を伝えるのにふさわしい選挙運動を解禁

4. 道州間および中央・道州間の権限・財源調整

(1) 「道州代表院」の設置と運営

参議院を改組して、ドイツ型の「道州代表院」とする。「道州代表院」には、各道州同数の議席をもつ。議員は直接選挙せず、道州政府の代表者で構成する。任期はない。議席には、各道州の知事の指示により、知事自身や道州の閣僚が道州を代表して出席する。票決は1名の代表者によってその道州のすべての議決権を一括して行使する。票決権の分離行使は憲法で禁止する。議長は各道州が輪番で担当する。各道州の代表者には、中央政府から議員歳費は支給しない。「道州代表院」の議会事務局・各道州の事務局の運営経費を含め、議会活動にかかる費用はすべて各道州の負担である。

「道州代表院」は、道州の権限、道州間の共同事業、道州間の事業調整・財源調整、中央政府との権限調整を討議・決定する。道州に関する法律は、「道州代表院」が先議する。「道州代表院」は内閣・衆議院に法案を提出できる。「道州代表院」は、閣僚を出さない。

(2) 税について

税については、中央政府の歳出に見合う税収を国税で、道州政府の歳出に見合う税収を道州税で、「市」の歳出に見合う税収を市税で賄うことを原則として、再設計する。さらに、従来、国・都道府県・市町村がばらばらに徴収してきた徴税は、効率性の観点から道州に一元化し国民へのサービスを向上する。

- ・道州が全ての徴税を一元的に請け負う
- ・国税分については、道州から中央に相当額を納付する
- ・市税分については、道州から市に相当額を納付する

（３）道州間の経済格差について

関西社会経済研究所の研究によれば、東京を除く道州の人口ひとりあたりの財政力は、２倍以内の格差に留まる。本提言では、格差を是正する発想ではなく、各地域の経済力に応じた内政を行うべきと考える。問題は、むしろ各地域の域内総生産（ＧＲＰ）に見合った税収が発生しない税体系と、各地域で自主的な立法・行政ができてこなかったことにある。ヨーロッパでは、各道州に相当する規模の国家があり、それぞれ豊かな社会を形成している。過去６０年間の経験を踏まえれば、財源調整は地域の自立心を損ない、経済を放漫化させ真の豊かさにつながらないといえる。

５．討議すべき課題

（１）財源について

本提言では、役割分担に伴う一般歳出の変化について試算したが、それを実現する税目については議論していない。各道州がそれぞれの域内総生産（ＧＲＰ）に応じた税収が得られるよう、国税から地方税への変更、税目を決定する。詳細については、今後議論が必要である。

（２）「東京問題」について

四国・北海道など経済基盤の弱い道州と、関西・中部など都市部の道州では、人口ひとりあたりの域内総生産の差は２倍程度に収まる。しかし、東京の人口ひとりあたりの域内総生産高は、四国・北海道などに比べ５倍にも達する。これは、同程度の行政サービスを実施する場合、東京はより税率が低くても運営できることを意味し、なんらかの処置を講じない限り更なる東京一極集中が発生することが予想される。

東京にはすでに相応の経済集積があり、国際競争力もある。分権化を徹底している為、中央政府機能を東京から移動しても東京の活力を損なわない可能性が高い。中央政府機能を東京に置き続けることが国益に適うかどうかは議論が必要である。

また、東京の税率は他の道州並みにするものの税収については、豊かな道州並みの額のみ道州政府の歳入とし、余剰額については国債償還に優先的に当ててはどうか。

（３）国家の統合の維持について

分権化を徹底している為、中央政府が道州政府をコントロールできなくなる可能性もある。ドイツの制度を参考に、国家の統合と地域主権のバランスについて、更なる検証が必要である。

第4章 「連邦的道州制」を実現する憲法改正草案

1. 憲法改正の意義

憲法とは、国家の根本原則についての規律である。戦前は欽定憲法、戦後は憲法改正要件が厳格化された憲法で、いずれも硬性であり改正が困難であった。

しかし、国際情勢や国内の社会情勢、経済情勢は大きく変化する為、わが国では社会変化には憲法ではなく法令によって対処する形をとってきた。その結果、憲法と現実が乖離し、国民から見て国家の根本原則が不透明になりつつあるだけでなく、法治主義の根幹もゆらぎつつある。

自由民主党により提案されている憲法改正草案、また民主党による憲法改正の方針、憲法調査会による報告において、いずれも、今後は憲法改正を容易にするよう、改憲の要件を国会における過半数の賛成と国民投票による賛成に緩和しようとしている。本委員会はこのような方針に賛成である。

さて、中央集権という体制が維持できないことは明白であるにもかかわらず、中央集権体制という根本体制を念頭に置く現行憲法を改正せずして、法律改正のみで地方分権改革を進めることは不可能と言わざるを得ない。

第4章では、自由民主党による憲法改正草案を前提として、「連邦的道州制」を実現する条文について、本委員会の草案を示す。

2. 憲法改正草案骨子

地域主権を目指すためには、「地方自治の本旨の実現」という極めて曖昧な現状の憲法の枠組を維持したままでは困難であり、憲法改正は避けて通れないものである。そこで関西経済同友会は、憲法改正草案を提言する。なお、あくまで地域主権に関する部分だけを抽出して、経済人の観点で検討したものであり、条文の整合性、一貫性等に欠けるところはあるが、論議の呼び水とするため、あえて提言するものである。

憲法改正草案の骨子は下記のとおりである。

- ・第3章の2を新設し、国（中央）と地方（道州）の関係を明記
- ・道州に三権（一部権利は限定）を付与
- ・参議院の「道州代表院」への改組
- ・地方の財政破綻処理を明記

等々

3. 憲法改正草案

別冊に、現行憲法、自民党の改憲草案、および関西経済同友会の改憲草案を提示する。

おわりに

地方制度調査会は、平成18年2月に道州制の導入を答申した。しかしながら、その内容は、危機感を欠いたものであった。一刻も早い国家の再建、国民の活性化のためには、本提言で述べた「連邦的道州制」への移行が必要である。憲法改正論議が盛り上がりつつある今、憲法改正にまで踏み込み、この国の姿を再設計することが、国家に責任をもつ地位にあるものの役割ではないのか。

地域主権・連邦的道州制の導入は、国家百年の大計である。「連邦的道州制」への移行により、「**効率的で多様な挑戦のできる連邦的国家**」が誕生する。国民が参画し、国民が国土と国家と国民経済を運営する新たな時代が始まるのだ。

明治4(1871)年8月29日、木戸孝允、大久保利通、井上馨、西郷隆盛、山県有朋、大山巖、西郷従道の7人が命懸けで「廃藩置県」を断行した。それから140周年を迎える平成23(2011)年、「**効率的で多様な挑戦のできる連邦的国家**」へ脱皮させることが、祖国日本を先人から引き継いだ我々国民そして財界人の使命ではなかろうか。平成の志士を我々関西経済同友会は全力で応援する！

参考文献

道州制関係

地方行財政改革推進会議	『新しい地域主権型システム実現に向けた提言』	全国経済同友会	2005.11.4
古川俊一編著	『連邦制 一究極の地方分権一』	ぎょうせい	1993.5.28
田嶋義介	『自治体が地方政府になる～分権論』	公人の友社	2004.9.30
大森彌	『分権改革と地方議会』	ぎょうせい	1998.6.10
兼子仁	『新 地方自治法』	岩波新書	1999.9.20
加藤幸雄	『新しい地方議会』	学陽書房	2005.4.10
地方公務員昇任試験問題研究会編著	『完全整理 図表でわかる地方自治法』	学陽書房	2004.8.15
阿部泰隆	『政策法学講座』	第一法規	2003.8.5
芝 丞 編著	『日本道州制国家論』	世界思想社	1990.2.20
江口克彦	『脱中央主権国家論』	PHP研究所	2002.10.2
地域政策フォーラム編	『地域主権の時代』	金羊社	1993.12.13
江口克彦	『地域主権論 関西独立のすすめ』	PHP研究所	1996.2.29
大前研一	『地域国家論』	講談社	1995.3.2
横江公美	『第五の権力アメリカのシンクタンク』	文春文庫	2004.8.20
横江公美	『判断力はどうすれば見につくのか』	PHP新書	2004.11.1

行政関係

西川伸一	『立法の中核 知られざる官庁 新内閣法制局』	五月書房	2002.9.28
牧原出	『内閣政治と「大蔵省支配」』	中公叢書	2003.7.10
前田英昭	『日本国憲法・検証 資料と論点』第3巻 国会と政治改革』	小学館文庫	2000.7.1
松原聡	『既得権の構造』	PHP新書	2000.10.4
北沢栄	『官僚社会主義 日本を食い物にする自己増殖システム』	朝日新聞社	2002.11.25
片山泰輔編著	『図解 国家予算のしくみ』	東洋経済新報社	2001.9.28
財団法人関西社会経済研究所	『州制の導入および地方分権改革と地方経済の活性化に関する調査研究報告』	地方分権研究会 ユニット 論研究報告書	2004.3
グローバルセキュリティ ティールサーチセンター	『新たな国のかたちをめざして ～分権型国家システムの 制度設計～』	慶応義塾大学	2004.5
磯道 真	公務員削減へ「出先改革」	日経ビジネス	2005.10.24
自治行政局公務員部 給 与能率推進室	「地方公共団体定員管理調査結果」	総務省	2005.3
宇都弘道・大泉太由子	「広域地方政府とコミュニティの再生に関する研究」	NIRA政策研究	2005.6
道州制	http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/dousyusei/index.html	総務省	
地域自治基本法	http://www.pref.shiga.jp/a/kikaku/chiiki_jichi/	滋賀県	
政令指定都市の概要	http://www.city.niigata.niigata.jp/info/kouiki/seirei_shitei_toshi/GAIYOU/index.html	新潟県	
広域地方制度検討プロジェクト	http://www.pref.kyoto.jp/koiki/index.html	京都府	
公務員の種類と公務員数の数	http://clearing.jinji.go.jp:8080/hakusyo/book/jine200502/jine200502_1_004.html	人事院	

憲法関係

樋口陽一・吉田善明編	『解説 世界憲法集』	三省堂	2004.3.1
渡辺治	『憲法改正の争点』	旬報社	2002.3.25
西 修	『日本国憲法を考える』	文春新書	1999.6.15
長尾龍一	『憲法問題入門』	ちくま新書	1997.9.20
西部	『私の憲法論』	徳間文庫	1999.5.15
櫻井よしこ	『憲法とはなにか』	小学館	2000.5.3
憲法プロジェクト2004	『日本の憲法 国民主権の論点』	講談社	2004.8.31
英 正道	「君は自分の国をつくれるか『憲法前文試案』」	小学館文庫	2001.6.1
天川晃・小田中聡樹	『日本国憲法・検証 資料と論点』第6巻 地方自治・司法改革』	小学館文庫	2001.5.1
長谷川正安	『日本の憲法』	岩波新書	2000.4.5
佐藤幸治	『憲法とその“その物語”性』	有斐閣	2003.6.30
伊藤真	『伊藤真の図解憲法』	中経出版	2001.5.7
岡野守也	「聖徳太子『十七条憲法』を読むー日本の理想ー」	大法輪閣	2003.10.10
山中永之祐編	『日本近代法案内』	法律文化社	2003.10.20

国家観関係

藤原正彦	『国家の品格』	新潮新書	2005.12.15
斎川眞	『天皇がわかれば日本がわかる』	ちくま新書	2003.4.25
スイス政府編	『民間防衛』	原書房	2005.8.17
行徳哲男・芳村思風	『いま、感性は力』	致知出版	1998.7.15
神渡良平	『安岡正篤人生を拓く』	講談社+α 新書	2001.9.20
櫻井よしこ	『GHQ作成の情報操作書「真相箱」の呪縛を解く』	小学館文庫	2002.8.1
ロック	『市民政府論』	岩波文庫	2004.4.5
石上英一	『律令国家と社会構造』	名著刊行会	1996.11.7

平成16・17年度 地域主権推進委員会 活動状況

平成16年

- 6月28日 正副委員長会議
「平成16年度の活動方針について」
- 8月4日 常任委員会
「自治体の行政改革をどう進めるべきか ～官と民の役割分担の再構築～」
「分権後の地域主体経営のあり方」
講師：龍谷大学法学部政治学科 教授 富野 暉一郎 氏
- 11月15日 講演会・常任委員会
「わが国の地方行財政制度と自治体の行政改革 ～市町村合併を中心に～」
講師：総務省自治行政局官房審議官 久保 信保 氏
- 11月26日 講演会（関西経済連合会と共催）
「住民満足度を高める地域分権改革とは」
講師：佐賀県知事 古川 康 氏
- 12月2日 講演会（関西経済連合会と共催）
「自立した分権社会の実現に向けて」
講師：岡山県知事 石井 正弘 氏

平成17年

- 1月13日 常任委員会
「今なすべき改革とは何か、マニフェストが自治体を変える
～マニフェストの提案による行革の推進
(守口市をはじめとする具体的事例に基づいて)」
講師：守口市議会議員、NPO法人日本政策フロンティア研究員
清風明育社 顧問 生島 啓二 氏
- 1月28日 常任委員会
「「官から民へ」の構造改革の事例からの教訓
—民営化により何を生み出せるのか—」
スピーカー：西日本旅客鉄道(株)社長 垣内 剛 氏
西日本電信電話(株)社長 森下 俊三 氏
- 6月28日 正副委員長会議
「本年度の活動方針について」
- 9月30日 正副委員長会議
「地方制度調査会の中間報告に対する意見書について」
- 10月14日 スタッフ会
「道州制のあり方に対する提言案について」
- 10月18日 常任委員会
「道州制のあり方に対する提言案について」

- | | |
|--------|--|
| 10月24日 | <p>常任幹事会・幹事会にて
中間提言案
『自立する関西州の設立を
—「地域主権」の確立に向けて地方分権改革を促進する中間提言—』を審議</p> |
|--------|--|

1 1 月 1 1 日 中間提言『自立する関西州の設立を
―「地域主権」の確立に向けて地方分権改革を促進する中間提言―』
を記者発表

1 2 月 1 4 日 スタッフ会
「最終提言作成に向けて」

平成 1 8 年

1 月 1 9 日 正副委員長会議
「憲法改正を含めた道州制のあり方について」

1 月 2 3 日 講演会（関西経済連合会と共催）
「これからの分権改革」
講師：福岡県知事 麻 生 渡 氏

2 月 1 3 日 スタッフ会
「憲法改正を含めた道州制のあり方に対する最終提言案（骨子）について」

2 月 2 1 日 常任委員会
「憲法改正を含めた道州制のあり方に対する最終提言案（骨子）について」

2 月 2 2 日 常任幹事会にて
提言（案）骨子を審議

3 月 1 5 日 スタッフ会
「憲法改正を含めた道州制のあり方に対する最終提言案についての検討」

3 月 2 4 日 常任委員会
「憲法改正を含めた道州制のあり方に対する最終提言案についての検討」

3 月 2 8 日 常任幹事会・幹事会にて
提言案
『5年以内に「連邦的道州制」へ移行せよ
次期内閣総理大臣への逆マニフェスト
―憲法改正と廃県置州により実現する地域主権提言―』を審議

4 月 2 4 日 提言
『5年以内に「連邦的道州制」へ移行せよ
次期内閣総理大臣への逆マニフェスト
―憲法改正と廃県置州により実現する地域主権提言―』を記者発表

平成17年度 地域主権推進委員会 常任委員会 名簿

(H18.3.28現在)

(敬称略)

委員長	平岡 龍人	清風明育社	理事長
副委員長	篠崎 由紀子	都市生活研究所	社長
〃	上村 多恵子	京南倉庫	代表取締役
〃	山原 一晃	竹中工務店	副社長
〃	立野 純三	ユニオン	社長
〃	伊都 次郎	日本ビジネス開発	取締役
〃	塚田 博人	大丸	取締役
〃	篠丸 康夫	関西電力	常務
〃	松崎 俊一	三菱UFJリサーチ&コンサルティング	執行役員 政策研究事業本部大阪本部長
〃	細川 稔弘	アイブラザ	社長
〃	柳 正憲	日本政策投資銀行	関西支店長
〃	桂 知良	山一精工	社長
〃	生島 啓二	清風明育社	顧問
常任委員	赤松 基次	アカマツフォース	会長
〃	安西 進	黒田電気	顧問
〃	井垣 貴子	アートアソシエイツジャパン	代表取締役
〃	池田 喜八郎	八光倉庫	社長
〃	伊與木 正晴	大阪装置建設	社長
〃	内田 弘通	大林組	常務執行役員
〃	奥田 吾朗	大阪国際学園	理事長
〃	小野 昌史	小野昌史法律事務所	所長
〃	加藤 まき子	ブレーン・パワー	社長
〃	金井 萬造	地域計画建築研究所	社長
〃	越野 憲昭	日東印刷	会長
〃	高橋 光壽	光亜興産	社長
〃	田邊 忠夫	ケイ・オブティコム	社長
〃	田村 太郎	多文化共生センター	代表
〃	辻本 希世士	辻本法律特許事務所	副所長
〃	花岡 正浩	神戸製鋼所	大阪支社長
〃	平岡 憲人	清風明育社	専務理事
〃	平川 晴基	平川商事	代表取締役
〃	藤原 安雄	ダイフジ	代表取締役
〃	水田 勝	アクセス	常勤監査役
〃	村井 勇一	安部工業所	常任顧問
〃	米倉 永子	GKアソシエイツ	会長
スタッフ	橋本 完	清風明育社	理事長室次長
〃	熊田 篤嗣	清風明育社	顧問
〃	新和田 伸一	竹中工務店	社長室秘書担当
〃	近藤 聡	ユニオン	経営企画室室長
〃	窪井 悟	大丸	経営計画本部経営企画部担当課長
〃	坂田 道哉	関西電力	経理室予算グループマネジャー
〃	美濃地 研一	三菱UFJリサーチ&コンサルティング	政策研究事業本部大阪本部研究開発第2部主任研究員
〃	石金 正彦	アイブラザ	取締役
〃	池田 良直	日本政策投資銀行	関西支店企画調査課長
〃	桂 知伸	山一精工	専務
代表幹事スタッフ	甲斐 憲明	松下電器産業	秘書グループ企画渉外担当参事
〃	木村 明則	松下電器産業	秘書グループ企画渉外担当参事
〃	大野 敬	西日本電信電話	総務部企画担当課長
〃	水谷 恒介	西日本電信電話	総務部企画担当
事務局	萩尾 千里	関西経済同友会	常任幹事・事務局局長
〃	金子 秀一	関西経済同友会	会務執行部兼企画調査部副部長
〃	谷 要恵	関西経済同友会	企画調査部主任
〃	高嶋 一光	関西経済同友会	企画調査部